



熊本県公報

第12113号

平成24年5月18日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○平成24年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験	(市町村行政課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	3
○熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項	(団体支援課)	3
○特定行為業務の登録	(障がい者支援課)	7
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	7
○保安林の指定に関する予定	(〃)	8
公 告		
○菊池都市計画公園の変更(菊池市決定)	(都市計画課)	8
○土地改良区役員の就任	(農村計画課)	8
○住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託契約者	(市町村行政課)	8
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課)	9
○熊本県庁舎で使用する電気における落札者の決定	(管財課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	9
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	10
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	10
○土地改良区の定款変更認可	(〃)	11
○土地改良区の定款変更認可	(〃)	11
○平成24年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	(自然保護課)	12
登 載 依 賴		
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成24年度導入分)の借り入れに係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課)	14
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成24年度導入分)の借り入れに係る一般競争入札の実施	(〃)	15
○「州都」をテーマとした第1回くまもと未来会議の開催	(くまもと未来会議)	18
○平成24年度熊本県労働審議会の開催	(熊本県労働審議会)	18
○平成24年度第1回熊本県保健医療推進協議会	(熊本県保健医療推進協議会)	19
○熊本県スポーツ推進審議会の開催	(熊本県スポーツ推進審議会)	19

告 示

熊本県告示第690号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字中尾先1468番、1469番1、字櫨ヶ平1497番1、1502番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第691号

平成24年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の受付期間及び応募資格が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受付期間**(1) 男子**

年間を通じ実施する。ただし、平成25年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。

(2) 女子

平成24年8月1日（水）から同年9月7日（金）までとする。ただし、平成25年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。

2 応募資格**(1) 男子**

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子

(2) 女子

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子

3 試験期日**(1) 男子**

受付時に指定する。ただし、平成25年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成24年9月17日（月）以降に実施する。

(2) 女子

平成24年9月25日（火）及び26日（水）

4 試験場の位置及び名称

受付時又は受験票交付時に指定する。

5 連絡先の名称及び位置

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒862-0971 熊本市中央区大江四丁目2番21号	096-366-1271
熊本分駐所	〒862-0971 熊本市中央区大江四丁目2番21号	096-366-1274
熊本募集案内所	〒862-0954 熊本市中央区神水一丁目3番7号	096-384-6330
宇城募集案内所	〒869-0407 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0064 玉名市中1908番地2	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地13 沖田ビル1階	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市淨南町13号	0969-22-3349

阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546 番地3	0967-22-4575
---------	-----------------------------------	--------------

熊本県告示第692号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
J Aあしきた らいふサポート 葦北郡芦北町大字佐敷424番地	あしきた農業協同組合	平成24年5月9日

熊本県告示第693号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
J Aあしきた らいふサポート 葦北郡芦北町大字佐敷424番地	あしきた農業協同組合	平成24年5月9日

熊本県告示第694号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項を次のように定める。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領第2条に規定する地域改善対策対象地域自作農資金、熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜・養豚特別支援資金、熊本県自立経営体制育成資金事務取扱要領第2条に規定する自立経営体育成資金、熊本県飼料・燃油価格高騰緊急対策資金事務取扱要領第2条に規定する飼料・燃油価格高騰緊急対策資金、熊本県家畜疾病経営維持資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営維持緊急支援資金、熊本県家畜疾病経営維持資金事務取扱要領第2条に規定する熊本県家畜疾病緊急対策資金、熊本県家畜疾病緊急対策資金事務取扱要領第2条に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金（以下「農業制度資金」という。）の利子補給又は利子助成（次条を除き、以下単に「利子補給」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、市町村が農業制度資金を融資する金融機関等又は農業制度資金の借り入れを行なう者に対して、別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める利子補給率以上の率で助成を行う場合において、当該市町村に対してその助成に要する経費について予算の範囲内で交付する。

2 以下の資金についての前項の適用については、前項中「別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める」とあるのは「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。

- (1) 地域改善対策対象地域自作農資金
- (2) 大家畜経営改善支援資金
- (3) 自立経営体育成資金
- (4) 飼料・燃油価格高騰対策資金
- (5) 畜産経営維持緊急支援資金
- (6) 熊本県家畜疾病経営維持資金
- (7) 熊本県家畜疾病緊急対策資金
- (8) 熊本県施設園芸緊急支援資金

(補助金の額)

第3条 前条の規定により市町村に交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表第1に掲げる資金の種類ごとに貸付実行時に適用された補助率を融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日

で除して得た額)に乗じて得た額の合計額とする。

ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金及び熊本県家畜疾病経営維持資金に係る計算期間は、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日まで(初年度にあっては、貸付実行日から翌年の貸付応答日の前日まで)とする。

- 2 前条第2項に掲げる資金については、前項の「別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された」を「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。
(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 融資実績書(別記第2号様式)

(2) 収支決算書(別記第3号様式)

(3) 市町村の利子補給に関する規則等又は市町村と融資機関との間に締結した利子補給契約書の写し

- 2 知事は、前項に規定する書類のほか必要な書類を求めることができる。

- 3 第1項の申請書の提出期限は、毎年2月20日とする。ただし、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金及び熊本県家畜疾病経営維持資金においては、計算期間の末日の属する年の翌年の2月20日とする。
(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書(別記第4号様式)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の請求をしようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類記載事項の変更)

第7条 この要項により、知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

(流用の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、当該補助金を他の用途に流用してはならない。
(補助金交付の取消し等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村長が次の各号のいずれかに該当するとき認めた場合は、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条及び第8条の規定に違反したとき。

- 2 知事は、融資機関が熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領、熊本県家畜疾病経営維持資金事務取扱要領、熊本県飼料・燃油価格高騰緊急対策資金融通措置要項、熊本県畜産経営維持緊急支援資金事務取扱要領、熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項及び熊本県施設園芸緊急支援資金融通措置要項の規定に違反して運用したと認めた場合は、前項の規定に準じ市町村長に対して応分の措置を行う。

(加算金及び延滞金)

第10条 前条の規定による処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間について既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 市町村長は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(雑則)

第11条 この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年5月7日から施行する。

- 2 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(昭和47年熊本県告示835号)は、廃止する。

別表第1(第2、3条関係)

資金の種類	補助率	市町村の利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条に定める率	

(3) 利子補給計算明細書

融資機関名()					資金名()			(単位:円)				
承認 年度別	借入者氏名	異動年月日	期首融資残高	期中貸付額	期中償還額			期末融資残高	貸付 期間	日数	積数	融資平均残高
					約定	線上	計					

(注) 1 残高にはいずれも延滞金を除く。

2 融資機関ごと、資金ごとに添付すること。

3 利子補給金の計算は借入者個別に計算するのではなく、年度別・利子補給率別に積数の和を算出し、その和を365で除して融資平均残高を求める。

別記第3号様式（第4条関係）

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	
			増	減
県費補助金				
市町村費				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	
			増	減
利子補給費				
計				

別記第4号様式（第5条関係）

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付け〇〇第 号で申請のありました平成 年度熊本県農業制度資金利子補給費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により同額に確定しましたので、同規則第6条及び第4条の規定により通知します。

記

交付決定及び確定額 金 円

別記第5号様式（第6条関係）

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付請求書

年 月 日付け〇〇第 号で確定の通知があった平成 年度熊本県農業制度資金利子補給費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項第6条の規定により請求します。

記

請求額 金

円

年 月 日

市町村長

印

熊本県知事

様

熊本県告示第695号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
障害者支援施設 朋 暁苑	熊本市東区小山町2210	431200005	平成24年 4月1日
地域生活支援センタ 一託麻大地	熊本市東区戸島町461番地1	432200006	平成24年 4月1日
ふくし生協	熊本市東区長嶺西3丁目2-66	432200007	平成24年 4月1日
障害者支援施設 た まきな荘	玉名市玉名2194	432200008	平成24年 4月1日
たまきな荘 地域福 祉センター	玉名市玉名2194	432200009	平成24年4 月1日

熊本県告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字二中山5747番から5749番まで、5753番2から5753番5まで、5793番、5794番、5797番、5799番、5804番、5805番、5807番、5817番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇二中山5753番2・5794番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町岩宇北園736番、宇城ノ浦776番、宇北園753番1・755番・宇城ノ浦775番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇北園753番1、755番、宇城ノ浦775番、宇北園736番・宇城ノ浦776番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 都市計画の種類

菊池都市計画公園

- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第283号

宇土市に住所を置く走潟土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	下田 繁	宇土市走潟町2543番地

熊本県公告第284号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手續に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県総務部市町村局市町村行政課行政班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

- 3 契約の相手方を決定した日

平成24年3月26日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

財団法人地方自治情報センター

- 5 東京都千代田区一番町25
 5 契約に係る契約金額
 5 8, 547, 777円（うち消費税及び地方消費税の額2, 787, 989円）
 6 契約の相手方を決定した手続
 隨意契約
 7 隨意契約の理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第285号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、農業用用排水施設、農業用道路、農用地の保全	水俣・芦北	平成17年1月4日	平成24年3月28日	熊本県

熊本県公告第286号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 調達物品の名称及び予定数量
 熊本県庁舎で使用する電気 11, 376, 000キロワット時
 （契約電力 3, 300キロワット）
 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県総務部総務税務局管財課
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2089
 3 落札者を決定した日
 平成24年3月15日
 4 落札者の名称及び住所
 九州電力株式会社 熊本東営業所 所長 石場 博昭
 熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
 5 落札金額
 162, 850, 249円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 入札公告日
 平成24年1月27日

熊本県公告第287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス御船店
 上益城郡御船町大字辺田見字中道162-1ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- | 名称及び代表者氏名 | 住 所 |
|-------------------------|------------------|
| 昭和リース株式会社
代表取締役 土屋明正 | 東京都文京区後楽一丁目4番14号 |

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年11月30日(希望予定日)

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,639平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側及び東側 86台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 48平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 18立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南東側、北東側及び南西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

8 届出年月日

平成24年4月27日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び上益城地域振興局総務部総務振興課

平成24年5月18日から平成24年9月18日まで

熊本県公告第288号

宇城市に事務所を置く松橋町外一ヶ町土地改良区理事長西村智から平成24年4月4日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第289号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	宇田 義則	八代郡氷川町島地31番地
理事	米本 厚郎	八代郡氷川町鹿島15番地
理事	増住 隆	八代郡氷川町鹿島717番地
理事	濱田 敏昭	八代郡氷川町鹿野634番地
理事	河野 俊光	八代郡氷川町鹿野125番地2
理事	井上 秋廣	八代郡氷川町網道1444番地
理事	塚本 正孝	八代郡氷川町網道566番地2
理事	坂田 道雄	八代郡氷川町網道73番地
理事	丸石 利弘	八代郡氷川町網道10番地
理事	富岡 広	八代郡氷川町若洲81番地
理事	池田 正一	宇城市小川町不知火15番地

理事	岩村 昭二	八代郡氷川町野津 1087番地
理事	高木 浩一	八代郡氷川町野津 4574番地
理事	緒方 真二	八代郡氷川町野津 3095番地
理事	滝本 博由	八代郡氷川町高塚 1314番地
理事	田村 義勝	八代郡氷川町高塚 1895番地 1
理事	坂本 悅男	八代郡氷川町大野 842番地 2
理事	松田 忠一	八代郡氷川町中島 294番地
理事	久保田 武徳	八代郡氷川町桙 464番地
理事	西田 直	八代郡氷川町有佐 115番地
理事	木村 国博	八代郡氷川町今 132番地
監事	上村 徹也	八代郡氷川町島地 1417番地
監事	稻崎 博敏	八代郡氷川町野津 2986番地
監事	宮崎 繁晴	八代郡鏡町中島 193番地 1
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚 935番地
理事	中村 辰弘	八代郡氷川町島地 1243番地
理事	齊藤 哲治	八代郡氷川町鹿島 103番地 1
理事	中島 範生	八代郡氷川町鹿島 665番地
理事	黒田 孝一	八代郡氷川町鹿野 27番地 1
理事	村崎 保雄	八代郡氷川町鹿野 58番地
理事	西田 一憲	八代郡氷川町網道 1435番地
理事	岩村 孝一	八代郡氷川町網道 315番地 3
理事	小崎 義昭	八代郡氷川町網道 630番地 2
理事	湯上 幸春	八代郡氷川町網道 1191番地 2
理事	本山 満	八代郡氷川町若洲 72番地
理事	坂口 誠一	八代郡氷川町若洲 80番地
理事	桑原 和宏	八代郡氷川町高塚 1333番地
理事	吉岡 幸男	八代郡氷川町新田 453番地 2
理事	前田 豊	八代郡氷川町大野 594番地 4
理事	尾上 英一	八代郡氷川町野津 127番地
理事	宮本 一夫	八代郡氷川町野津 1212番地 4
理事	木村 理智人	八代郡氷川町野津 2543番地
理事	中川 茂喜	八代郡氷川町早尾 1984番地 1
理事	内田 渡	八代郡氷川町宮原 460番地
理事	小田 敏勝	八代郡氷川町有佐 639番地
理事	赤星 瞳生	八代郡氷川町中島 315番地
監事	山本 彰	八代郡氷川町島地 80番地
監事	前橋 勝	八代郡氷川町新田 293番地 1
監事	秋山 利光	八代郡氷川町今 756番地 2

熊本県公告第290号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区理事長福村三男から平成24年4月16日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第291号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区理事長古澤勝から平成24年4月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第292号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条、第51条第2項及び第4項の規定により、平成24年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

(1) 20歳に満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）

(5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(6) 法第52条第2項第1号の規定に該当するとして狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験の内容

ア 狩猟に関する知識試験

択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに獣具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 狩猟に関する適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 狩猟に関する技能試験

狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。

※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験及び適性試験に合格した者のみに技能試験を実施する。

(2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容

ア 狩猟に関する適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 狩猟に関する講習

法及び法施行令、獣具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

(1) 狩猟免許試験については、別表1のとおり

(2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおり

4 申請手続

(1) 申請書類の請求先

申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部環境局自然保護課又は社団法人熊本県獣友会とする。

(2) 申請書類の提出先

ア 狩猟免許試験

(ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(イ) 第5回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習

原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

ただし、平成24年9月9日実施の狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の

- 10日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
 ア 狩猟免許試験
 (ア) 狩猟免許申請書 1部
 (イ) 写真(申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1部
 (ウ) 1の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書1部(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。)
 (エ) 80円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
 イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査
 狩猟免許有効期間更新申請書 1部
 ※その他狩猟免許試験の提出書類に同じ。
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料
 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。
 ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあっては、3,900円
 イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,800円
- 5 試験等当日の携行品
 (1) 受験票
 (2) 筆記用具
- 6 その他
 (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
 (2) 不明の点は、熊本県の地域振興局農林(水産)部林務(森林保全)課又は熊本県環境生活部環境局自然保護課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区分	日 程	場 所
第1回試験	平成24年 7月 7日(土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	平成24年 7月 21日(土)	熊本県庁本館地下大会議室
第3回試験	平成24年 8月 5日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
第4回試験	平成24年 8月 26日(日)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第5回試験	平成24年 12月 15日(土)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成24年 6月 21日(木)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成24年 6月 28日(木)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成24年 6月 30日(土)	熊本県庁本館地下大会議室
平成24年 7月 1日(日)	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成24年 7月 5日(木)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成24年 7月 8日(日)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
	高森総合センター2階大会議室
	芦北町民総合センター(しろやまスカイドーム)会議室
平成24年 7月 12日(木)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成24年 7月 14日(土)	熊本県庁本館地下大会議室
	熊本県上益城総合庁舎大会議室
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成24年 7月 15日(日)	南小国町自然休養村管理センター2階大会議室
平成24年 7月 18日(水)	熊本県芦北総合庁舎大会議室
平成24年 7月 19日(木)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成24年 7月 22日(日)	熊本県玉名総合庁舎大会議室

平成24年 7月28日(土)	熊本県菊池総合庁舎大会議室 山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール 多良木町多目的研修センター2階研修室
平成24年 7月29日(日)	南阿蘇村久木野庁舎3階集会ホール
平成24年 8月 4日(土)	山都町蘇陽総合支所大研修室 五木村役場会議室
平成24年 8月 8日(水)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成24年 8月11日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成24年 8月12日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成24年 8月18日(土)	熊本県上益城総合庁舎大会議室 熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成24年 8月19日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
平成24年 9月 1日(土)	熊本県庁本館地下大会議室 熊本県天草総合庁舎大会議室
平成24年 9月 9日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

登載依頼**熊本県警察本部告示第3号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年5月18日

熊本県警察本部長 西郷正実

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成24年度導入分）の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成24年6月14日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時までに隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊情管公告第703号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成24年5月18日

熊本県警察本部長 西郷正実

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式

(2) 借入物品に係る入札・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

(3) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成24年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

(4) 借入期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(5) 納入期限

平成24年12月28日（金）

(6) 借入場所

要求仕様書による。

(7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行つた者は、次のアからウまでに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札するものとする。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている場合

ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合

(8) 入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成24年6月14日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき

- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次の書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 要求仕様書 6事前提出書類一式

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成24年6月25日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。

(2) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年7月10日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成24年7月11日(水)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課OA研修室(熊本県警察本部庁舎9階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年7月10日(火)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(3) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行つた入札

エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(7) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110 (内線2443)

ファックス番号 096-381-2048

(2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること

熊本県出納局管理調達課 管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity:

A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set).

(2) Deadline for supply of items:

December 28th, 2012

(3) Date and place to submit bidding:

July 11th, 2012, 10:00a.m.

Kumamoto Prefectural Police

9th floor OA training Room

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862-8610 Japan

(4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):

July 10th, 2012, 5:00p.m.

- (5) Language and currency to be used for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-2048

くまもと未来会議第10号

「州都」をテーマとした第1回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。
平成24年5月18日

くまもと未来会議議長
熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 日時
平成24年5月27日（日）
午後3時から午後5時まで
- 2 場所
熊本市中央区上通町2-1
ホテル日航熊本（5階 天草）
- 3 傍聴募集人数
100人程度
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
 - (2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
 - (3) 当日の受付は、午後2時30分から午後3時まで当該会議の会場において行う。
- 5 傍聴の事前申込み方法
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名、電話番号を知らせること。
なお、事前申込みは5月25日（金）午後5時までとする。
 - (1) 電話 096-333-2019
 - (2) ファックス 096-382-4066
 - (3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 6 事前申込み先及び問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課
電話 096-333-2019

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成24年5月18日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
平成24年5月23日（水）
午前10時分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ 研修室A
- 3 議題
 - (1) 「熊本県公共職業能力開発施設の職業訓練の基準等に関する条例（仮称）」について
 - (2) 「熊本県労働・人材育成計画」について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課）
(電話 096-333-2338)

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成24年度第1回熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成24年5月18日

熊本県保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成24年5月24日（木） 午後4時から（1時間30分程度）

2 場所

熊本県庁本館10階1002会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）

3 議題

- (1) 計画検討専門委員会の報告について
- (2) 第5次計画の中間評価について
- (3) 第6次計画策定の状況について
- (4) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手續は、先着順でを行い、定員になり次第終了する。

6 問い合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
(電話096-333-2193)**熊本県スポーツ推進審議会公告第1号**

平成24年度熊本県スポーツ推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手續は、次のとおりです。

平成24年5月18日

熊本県教育長 田崎龍一

1 開催日時

平成24年5月30日（水）

午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所

県庁本館 5階 審議会室

3 議題

- (1) 新「熊本県スポーツ推進計画」骨子案について
- (2) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
- (2) 傍聴の手續は、先着順でを行い、定員になり次第終了する。

6 問い合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県スポーツ推進審議会事務局

(熊本県教育庁教育指導局体育保健課スポーツ振興係)
(電話096-333-2710)